



## ブルガリアのEU加盟交渉

吉井, 昌彦

---

**(Citation)**

国民経済雑誌, 193(6):59-71

**(Issue Date)**

2006-06

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/00056079>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056079>



# ブルガリアの EU 加盟交渉\*

吉 井 昌 彦

1989年末に社会主義から民主化と市場経済化への移行を開始した東欧の国の一つであるブルガリアの対外政策の柱は、NATO と EU（当時の EC）への加盟であった。ブルガリアは、1995年末に EU 加盟申請を行ったが、1997年の Agenda 2000 では加盟交渉開始の基準を満たしていると判断されず、結局、ルーマニアとともに2004年5月の EU 東方拡大第1陣の枠に入ることはできなかった。その後、2005年12月に加盟交渉は終了し、2007年1月に EU 加盟を果たす予定である。とは言え、EU との譲許条件の解決、ユーロ採択、そして汚職や組織犯罪への対応とブルガリアに残された課題は少なくはない。その中でも、現 EU 加盟国との競争力格差を縮小し、所得水準を引き上げていくかということが今後の課題である。

キーワード　ブルガリア、欧州連合、東方拡大、譲許条件

## 1 はじめに

ブルガリアは、ルーマニアと同じく、1990年代に欧州連合（EU）加盟を申請し、2000年2月より加盟交渉が行われ、2004年12月に加盟交渉が終了し、2007年1月1日に EU 加盟を果たすことが決定された。しかしながら、その加盟交渉においてもその道は平坦というわけではなかったし、また加盟交渉が終了し、加盟準備の最終段階である今においてもそうである。

本稿は、ブルガリアの加盟交渉に至るまで、そして加盟交渉過程における問題点を整理し、現在のブルガリアのポジションを明らかにすることを目的としている。ブルガリアは、EU 加盟申請を行い、いったんは加盟交渉が見送られた1990年代中・後半においてはマクロ経済パフォーマンスの不安定さ、経済改革の遅れなど問題が山積していた。しかしながら、1997年のカレンシーボードの採用以来、マクロ経済パフォーマンスは安定してきており、また経済改革においても、とりわけ加盟交渉が進展し始めた2000年代初頭からは順調な進展が見られており、*acquis* の受容にかかわる部分を除けば、コペンハーゲン基準の経済的基準の達成において大きな問題はなく、経済的側面から見れば、EU 加盟そのものには大きな問題はない。むしろ、加盟を危うくしているのは、これ以外、とりわけ汚職や組織犯罪などの政治的基準の達成と *acquis* の受容の遅れである。また、EU 加盟後は、ユーロの採択という大きな課題

が控えており、さらに現 EU 加盟国との競争力格差をどのように縮小し、所得格差を埋めていくかということが課題となる。

## 2 加盟交渉に至るまで

1989年秋の東欧における民主化の波に乗り、ブルガリアにおいても、33年の長期にわたり国家指導者の地位にあったジフコフ共産党書記長が同年11月に解任され、社会主義政権が崩壊し、他の中・東欧諸国と同様に、ブルガリアは民主化と市場経済移行に乗り出した。その究極の目的は、「欧州への復帰」を図ることであった。EU (当時の EC) との関係においては、1990年5月にブルガリアと欧州経済共同体 (EEC) との間で貿易及び協力に関する協定が結ばれ、EEC はブルガリアに対して最恵国待遇の付与を行った<sup>1)</sup>。また同時に、PHARE プログラムによる支援が開始された。その後、1993年3月に欧州協定の調印が行われ、同協定は1995年2月に発効し、自由貿易地域が形成された。さらに、1994年3月のハンガリーによる EU 加盟申請の後を追って、1995年12月14日にブルガリア政府及び議会は、欧州理事会に対して EU 加盟申請を行った。

この間、EU 側も中・東欧諸国の加盟に向けて準備を開始している。まず、1993年6月の欧州理事会で、EU 加盟のために新規加盟国が満たさなければならない条件 (コペンハーゲン基準) が定められた。これによれば、加盟国は次の条件を満たさなければならない。

- ・民主主義、法の支配、人権、および少数民族の尊重と保護を保証する制度の安定を達成していること (政治的基準)。
- ・機能する市場経済を持つと同時に、EU 内の競争圧力と市場の力に対応する能力を持つこと (経済的基準)。
- ・政治統合、経済統合、通貨統合という目標の遵守を含め、加盟のための諸義務を遂行する能力を持つこと (EU 法の総体 *acquis communautaire* の受容)。

その後、中・東欧各国から相次いで加盟申請が出されると、1994年には加盟準備のための「プレ加盟戦略」が採択され、1995年12月のマドリード欧州理事会は、欧州委員会に、域内市場への参入のための「白書」の採用と EU の内部政策・機構の再編のための検討の開始を命じた。この時点では、対東欧戦略の不十分さと各国利害を調整することの不調の結果、東欧諸国を一括して EU の東方拡大を行うビッグバン方式が採用されていた<sup>2)</sup>。

この指示に従い、欧州委員会は、加盟申請の全般的な評価、EU 拡大が成功するための戦略の勧告、及び拡大が EU の政策にもたらす影響の評価を行うため、1997年7月に Agenda 2000 を公表した。Agenda 2000 では、加盟申請を行っているブルガリア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニアの8カ国のそれぞれについて、コペンハーゲン基準が達成されているかどうかを審

査された。この時、ブルガリアに関しては次のような評価が行われた。<sup>3)</sup>

- ・ブルガリアは、政治的基準を満たしつつある。
- ・ブルガリアは、市場志向的な政策へのコミットメントが欠けているため、市場経済の創造における進展は限定されており、中期において欧州連合内の競争力と市場の力に対応することはないだろう。<sup>4)</sup>
- ・ブルガリアは、*acquis*の基本的な要素、とりわけ国内市場のそれへの置換え、あるいは採択を行っておらず、中期において加盟義務を遂行する立場にあるかは不明である。

このように、ブルガリアは1997年のアジェンダ2000では、コペンハーゲン基準をすべて満たしていないと評価され、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア、スロヴァキアとともに、加盟交渉開始の時期に至ってはいないと判断されたのである。その一方で、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロヴェニアの5カ国についてはコペンハーゲン基準を満たしているとされ、1998年3月から加盟交渉が開始されたのである。すなわち、Agenda 2000の時点では、EUのビッグバン方式による東方拡大方針は棄却され、「限定された拡大方式」<sup>5)</sup>が採用されたのであった。

しかしながら、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会では、ブルガリア、ラトヴィア、リトアニア、(マルタ)、ルーマニア、スロヴァキアとの加盟交渉開始が決定されたほか、トルコが加盟候補国として認められ、2000年2月にブルガリア、ラトヴィア、リトアニア、(マルタ)、ルーマニア、スロヴァキアとのEU加盟交渉が開始されたのである。しかしながら、この時点では、ブルガリアをはじめとした各国はコペンハーゲン基準を満たしていないことに注意しておかなければならない。すなわち、「限定された拡大方式」が棄却され、加盟交渉を行いながら、コペンハーゲン基準の達成を待つというビッグバン方式へと復帰したのである。この背景には、1998年2月から1999年6月のコソヴォ紛争に際して欧州の結束強化の必要性が強く認識されたこと、1999年1月には11カ国が参加して欧州通貨同盟(EMU)第3段階が開始され、ユーロが導入されるなど、経済・通貨統合に大きな進展があったこと、などがある。

このように2000年にはすべての加盟申請国で加盟交渉が開始されたわけであるが、ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキアは早々にコペンハーゲン基準を満たしているとの認定を受け、2001年12月のラーケン(ベルギー)欧州理事会で、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの8カ国(およびキプロスとマルタ)は、現在のリズムが維持されれば2002年末までに加盟交渉が終了し、加盟の準備が整った候補国となるであろうとの評価がなされる一方、ブルガリアとルーマニアについては努力の継続が奨励された。そして、2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会において、

8カ国（およびキプロスとマルタ）との加盟交渉終了が宣言され、これらの国々は、2004年5月1日にEUへの新規加盟を果たしたのであった。他方、ブルガリアとルーマニアに関しては、2007年を加盟目標とすることが確認され、努力を継続することが再び奨励されたのであった。

### 3 ブルガリアの経済パフォーマンス

ブルガリアがコペンハーゲン基準のうち経済的基準を満たしていないとされた原因は、経済システム改革の遅れとマクロ経済パフォーマンスの悪さであった。まず経済システム改革の動きを見てみよう。表1は、欧州復興開発銀行（EBRD）が毎年発表している移行指数をブルガリアについてまとめたものである。移行先進国と呼ばれる中欧諸国と比較すると、各指標の変化には次のような違いがある。各国とも移行の初期段階で開始された価格自由化では、1990年代中頃まではほぼ差がないが、1990年代後半になり中欧諸国が3+を記録する中でブルガリアは3のままであり、国家補助金の削減をめざしたエネルギー価格の引き上げとテレコムの価格自由化が行われた2003年に4+となり、中欧諸国と肩を並べる。流通・為替自由化ではすべての時期を通して大きな差はない。小規模企業自由化では、ブルガリアは当初から中欧諸国の後塵を拝する形となっており、現在でも中欧諸国は4+であるのに対して、ブルガリアは4-でしかない。大規模企業私有化では、1990年代は中欧諸国の後塵を拝していたものの、2000年以降の進展により現在では中欧諸国とほぼ同じポジションにある。金融改革では、証券・ノンバンクには大きな差があるが、銀行改革に関しては現在は遜色のないパフォーマンスを示している。

表1 経済改革の進展

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
私有化率	40	45	45	50	50	60	70	70	70	75	75	75
大規模企業私有化	2	2	2	3	3	3	4-	4-	4-	4-	4	4
小規模企業私有化	2	3	3	3	3	3+	4-	4-	4-	4-	4-	4-
企業統治・企業リストラ	2	2	2	2+	2+	2+	2+	2+	2+	3-	3-	3-
価格自由化	3	3	2	3	3	3	3	3	3	4+	4+	4+
流通・為替自由化	4	4	4	4	4	4+	4+	4+	4+	4+	4+	4+
競争政策		2	2	2	2	2	2+	2+	2+	2+	2+	3-
銀行改革	2	2	2	3-	3-	3-	3	3	3+	3+	4-	4-
証券・ノンバンク改革		2	2	2	2	2	2	2	2+	2+	2+	2+

出所) EBRD, *Transition Report*, 各年版。

以上をまとめると、ブルガリアの経済システム改革は、1990年代は中欧諸国に遅れをとっていたが、2000年を迎える頃から急激な進展を見せ、現在では、いくつかの部門で遅れを示しているものの、多くの部門で移行先進国である中欧諸国と同様の経済システム改革レベルに達していることが分かる。

次に、マクロ経済パフォーマンスを見ておこう。ブルガリアの現在のマクロ経済パフォーマンスを考える上で、最も重要な出来事は1996年に起きた経済危機である。経済改革の遅れにより、損失を発生させている国有企業のリストラあるいは私有化を実行できないため、これら企業の損失を補填するためのソフト・ローンが銀行部門のバランスシートを悪化させた。中央銀行であるブルガリア国立銀行からの融資により銀行部門のバランスシートは維持された。利子率の引き上げによる外国資金の流入により、このような資金循環は保たれていたが、1996年初めに銀行システムへの信頼は崩れ、実質 GDP の9.4%減、CPI は121.6%の上昇とマクロ経済パフォーマンスは大きく悪化したのである。

表2 基本経済指標

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
GDP (100万レヴァ)	23,790	26,753	29,618	32,324	34,410	38,008	41,302
実質 GDP 成長率 (%)	2.3	5.4	4.0	4.8	4.5	5.6	5.5
鉱工業生産成長率 (%)	-4.3	12.0	0.7	2.6	12.0	15.0	na
農業生産成長率 (%)	2.7	-9.1	-0.1	4.2	-1.4	na	na
失業率 (%)	17.0	16.4	19.5	16.8	13.7	12.0	na
消費者物価上昇率 (%)	0.7	9.9	7.4	5.9	2.3	6.1	4.2
輸出 (100万 USD)	4006	4825	5113	5692	7541	9859	11702
輸入 (100万 USD)	5087	6000	6693	7287	10059	13212	15678
貿易収支 (100万 USD)	-1081	-1176	-1581	-1595	-2519	-3353	-3975
経常収支 (100万 USD)	-652	-704	-984	-827	-1856	-1806	-2003
為替レート (レヴァ/USD)	1.8	2.1	2.2	2.1	1.7	1.6	na

出所) EBRD(2005), p. 117.

このような状況に対して IMF は、1996年7月に1.15億ドルのスタンドバイ・クレジット供与の署名が行われたが、追加的なファシリティを供与する条件としてカレンシーボードの導入を求め、1997年7月に 1DM=1,000 レヴァという為替レートでのカレンシーボードが導入され、経済の安定化とリストラが前進することとなった。<sup>6)</sup>

1997年の実質 GDP 成長率は5.6%のマイナス、CPI は1058.4%の上昇であったが、1998年には4.0%のプラス成長へと転換し、CPI 上昇率も18.7%へと急激に低下し、マクロ経済パフォーマンスは安定したのである。

その後のマクロ経済パフォーマンスを見ても、比較的良好である。20%近い値を示していた失業率も、いまだ高い値を示しているとは言え、10%前後に低下してきた。問題があるとすれば、クレジット・ブームから生じた高い消費の伸びが貿易収支の悪化を促していることである (Duenwald (2005))。これは、現在までのところ、FDI 等の資本流入により補填されてきており、大きな問題となっていないが、大規模私有化の終了後、グリーンフィールドへの十分な FDI がいない場合は、経常収支の悪化につながる恐れがあり、今後ブルガリアの経済パフォーマンスを見ていく上で注意していかなければならないポイントである。<sup>7)</sup>

## 4 加盟交渉

上で述べたように、ブルガリアのEU加盟交渉は、2000年2月に開始された。交渉の進展は、同時に加盟交渉が開始されたラトヴィア、リトアニア、スロヴァキアよりも遅れたものの、第12章統計を除いてすべての章でルーマニアと同程度あるいはその先を歩み、第30章(制度)を除くと2004年9月までにすべての章の交渉が(暫定的に)終了し、2004年12月にはすべての加盟交渉が終了した。<sup>8)</sup>

表3 ブルガリア・ルーマニアの交渉過程

	ブルガリア		ルーマニア	
	交渉開始	交渉終了	交渉開始	交渉終了
第1章 財の移動の自由	2001年5月	2002年6月	2002年3月	2003年6月
第2章 人の移動の自由	2001年10月	2002年6月	2002年3月	2003年12月
第3章 サービスの移動の自由	2001年1月	2001年11月	2002年12月	2004年9月
第4章 資本の移動の自由	2000年秋	2001年7月	2001年春	2003年6月
第5章 会社法	2000年5月	2001年6月	2001年3月	2001年12月
第6章 競争政策	2001年3月	2004年6月	2000年11月	2004年12月
第7章 農業	2002年3月	2004年6月	2002年11月	2004年6月
第8章 漁業	2001年3月	2001年5月	2001年5月	2001年6月
第9章 輸送政策	2001年6月	2003年6月	2001年6月	2003年12月
第10章 課税	2001年7月	2002年5月	2001年10月	2003年6月
第11章 EMU	2002年3月	2002年4月	2002年6月	2002年6月
第12章 統計	2000年10月	2000年12月	2000年5月	2000年6月
第13章 社会	2001年10月	2002年4月	2001年10月	2002年4月
第14章 エネルギー	2001年下半年	2002年下半年	2002年上半年	2004年下半年
第15章 産業政策	2001年下半年	2001年下半年	2002年下半年	2002年7月
第16章 中小企業	2000年5月	2000年5月	2000年5月	2000年5月
第17章 科学研究	2000年上半年	2000年5月	2000年上半年	2000年5月
第18章 教育・訓練	2000年上半年	2000年5月	2000年上半年	2000年5月
第19章 通信・情報	2000年10月	2001年10月	2000年11月	2002年11月
第20章 文化・視聴覚政策	2000年5月	2000年11月	2000年10月	2002年12月
第21章 地域政策・協調	2001年11月	2004年6月	2002年3月	2004年9月
第22章 環境	2001年7月	2003年6月	2002年3月	2004年11月
第23章 消費者・健康保護	2000年10月	2000年10月	2001年7月	2001年7月
第24章 司法・内務	2001年6月	2003年10月	2002年4月	2004年12月
第25章 関税同盟	2001年6月	2002年7月	2001年5月	2002年11月
第26章 対外関係	2000年上半年	2002年下半年	2000年上半年	2000年下半年
第27章 共通外交・保障政策	2000年上半年	2000年上半年	2000年上半年	2000年上半年
第28章 金融監督	2001年下半年	2002年下半年	2000年上半年	2003年10月
第29章 財政・予算措置	2001年下半年	2004年6月	2002年12月	2004年6月
第30章 制度	2002年1月	2004年12月	2002年上半年	2004年12月
第31章 その他				

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/chapters/index.htm> より作成。

それでは加盟交渉の過程においてどのような点が問題となったのであろうか。

まずコペンハーゲン基準の経済的基準についての評価は次のように変遷してきた。

1998年：ブルガリアは、最近市場経済の創造に向けて進歩がみられたが、中期においてEU内の競争圧力と市場の力に対処するには未だ大きな困難に直面するであろう。

1999年：ブルガリアは、機能する市場経済の創造で継続して進展しているが、さらなる歩みが必要であり、中期においてEU内の競争圧力と市場の力に対応できる立場にはまだない。

2000年：ブルガリアは、機能する市場経済に向かって明らかにさらなる進展を遂げた。中期においてEU内の競争圧力と市場の力にはまだ対応できない。

2001年：ブルガリアは、ほぼ機能する市場経済である。改革を継続して遂行し、持続している困難を取り除く改革努力を強化すれば、中期においてEU内の競争圧力と市場の力に対応できるだろう。

2002年：ブルガリアは、機能する市場経済である。残存する困難を取り除くため改革プログラムを継続して遂行すれば、中期においてEU内の競争圧力と市場の力に対応できるだろう。

2003年：2002年と同じ。

2004年：ブルガリアは機能する市場経済である。現在の改革路線を継続すれば、EU内の競争圧力と市場の力にブルガリアは対応できるだろう。

2005年：ブルガリアは引き続き機能する市場経済である。現在の改革路線を継続すれば、EU内の競争圧力と市場の力にブルガリアは対応できるだろう。

このようにブルガリアは、経済的基準に関して、カレンシーボード採用後の経済パフォーマンスの改善に対して一定の評価が得られたことにより、ルーマニアよりも高い評価を与えられ、2002年に機能する市場経済であると認定された。しかしながら、EU内の競争圧力と市場の力への対応力については、現在の改革路線の継続という条件をつけた保留状態であることが分かる。

そこで、加盟交渉の終了時点で、経済的基準に関してどのような問題点が指摘されていたのかをEC (2004) により見てみたい。<sup>10)</sup>

まず、機能する市場経済の存在に関しては、マクロ経済パフォーマンスについては経常収支赤字を除いて肯定的な評価が与えられているが、経済改革においてはとりわけ民営化の遅れが指摘されている。ブルガリア・テレコム、ヴァルナ造船所、ブルガリア・タバコなどの民営化にもかかわらず、手続きの複雑さや行政と司法の非効率性、そして外国企業の関心のなさ、および世界経済の状況が大規模民営化を遅らせるとともに、対内・対外投資をためらわせる原因となっている、との問題点が指摘される。

次に、EU内の競争圧力と市場の力への対応力を決める人的・物的資本については、ゆっくりと改善されているとは言え、とりわけインフラの質の低さが指摘されている。例えば、2003年の高速道路の総延長は328 kmでしかない。



企業のリストラに関しては、民営化によりかなりの進展が見られるが、鉄鋼、石炭、電力、ガス、テレコム、国鉄などのいくつかの産業で不十分（いまだ継続中）であるとされている。例えば、鉄鋼では、説得的なリストラ・プログラムの提出を条件に国家支援を行うことが認められたため、2007年までの鉄鋼業リストラ・プログラムが2004年5月にEUに提出されている。

また、経済構造の変化を促す中小企業も、ビジネス環境が困難であるため、その発展に障害が見られる。規則が度々変更され、行政、司法機構が非効率であること、社会保険などを支払わないヤミ経済が大規模であること、銀行からの貸付を受けることが困難であること、などがその原因として挙げられている。

以上のように、2004年5月にEU加盟申請を果たした中欧8カ国と比較するとなお問題は山積したままであった。このような問題を留保しながら、2004年12月に加盟交渉は終了し、2005年4月に加盟条約への署名が行われ、ブルガリアはルーマニアとともに2007年1月1日にEUに加盟することが正式に決定されたのである。

加盟条約においては、中欧8カ国と同様、いくつかの譲許条件が定められた。経済関連で主要なものは次のとおりである。

・第2章 人の移動の自由

—中欧諸国と同じく、現加盟国は5年間の労働者の流入に関する措置をとり、7年間のセーフガードを設けることができる。

・第3章 資本の移動の自由

—2009年末まで投資家への補償水準を引き下げることができる。

・第4章 資本の移動の自由

—将来の加盟国に居住しているEEA（欧州経済地域）市民を除き、第2の住居を5年間取得することができない。

—自営農民を除き、農地・林野地を7年間取得することができない。

第10章 課税

—中小企業のVAT免税基準を約25,000ユーロに置く。

—国際旅客輸送に対するVATを免除する。

—果実生産者による個人消費のための醸造に特別酒税を設ける。

—2009年12月31日までタバコ物品税を引き下げる。

## 5 現状と課題

前節で、ブルガリアの加盟交渉は2004年12月に終了し、2007年1月1日にEUに加盟することが決定したものの、課題が山積していることを述べた。本節では、これらの課題が現在

はどのように処理されているのか、そして更に今後に残されている課題を挙げたい。

ブルガリアのEU加盟準備状況は、EC (2005) によって評価されている。

最初に、マクロ経済パフォーマンスへの評価であるが、2005年も、2004年に引き続き高い成長率が達成され、その一方でインフレと失業率が低下するなど、安定したマクロ経済パフォーマンスが達成されている。唯一の懸念材料は、引き続き対外収支の赤字が拡大していることである。信用供与が年率50%の高い伸びを続けているため、消費・投資ブームが続いており、2005年上半期の数値では、貿易収支赤字は前年の対GDP比14%から15.7%へと拡大し、他方FDIの流入が対GDP比8.4%から6.4%へと低下しているため、経常収支赤字も対GDP比で2004年の7.4%から9.6%へと拡大している<sup>11)</sup>。EIUの予測では、貿易収支は2004年の33.5億ドルから2005年全体で39.8億ドルへと拡大し、経常収支赤字も拡大する。このため欧州委員会は、ブルガリア政府に対して財政の緊縮化と賃金上昇の抑制を求めている。

次に、民営化に関しては、2005年には、大企業46社、20の独立事業部門、167の小規模案件の民営化が行われる予定であり、上半期に大企業29社、8の独立事業部門、156の小規模案件の売却が完了した。とりわけインフラの民営化が加速しており、電力部門では、2005年1月に民営化された7送電会社の株式の67%が売却され、5地域送熱会社の民営化が最終段階に達した。また、電力料金の引き上げも行われている<sup>12)</sup>。しかしながら、ブルガリア・タバコの民営化が失敗に終わったほか、ボボフ・ドル火力発電所の売却がキャンセルされるなどの問題点も指摘されている。

以上のように、マクロ経済的側面から見たブルガリアの環境は、EU加盟実現に向けて改善を続けており、欧州委員会が述べているように、現在の改革のスピードを継続することにより、EU内の競争圧力と市場の力に対応することができるようになるだろう。

しかしながら、ミクロ経済的側面から見るとまだ問題は多い。とりわけビジネス環境を取り巻く行政・司法システムの状況は芳しいものではない。本稿では取り上げなかった政治的基準に関して、EC (2005) は、法に基づく統治、行政能力の向上、司法制度改革、腐敗対策などについて、特段の努力が必要であると指摘している。実際、EC (2005) の発表直後、ブルガリア最大の富豪の一人である銀行家エーミール・キュレフが白昼射殺されるなど、ブルガリアにおける汚職と組織犯罪の状況に対する非難は強まっている。

このような汚職と組織犯罪に対する十分な改善、および *acquis* 受容のための準備が不十分である場合には、2006年4月あるいは5月に欧州委員会によって行われる再調査の結果によっては、ブルガリア(およびルーマニア)のEU加盟は2008年1月1日まで延期されることとなる<sup>13)</sup>。

また、たとえEUに加盟できたとしても、期間内の譲許条件への対応、さらには欧州通貨統合(EMU)に加盟し、ユーロを採択するという新たな課題が出現する。後者のためには、さ

らなるマクロ経済安定化の進展と、構造改革、競争力の向上が必要とされるのであり、ブルガリアは、ルーマニアと同様に、これからの長い茨の道を歩み続けることとなる。

## 6 終わりに

本稿は、ブルガリアの加盟交渉に至るまで、そして加盟交渉過程における問題点を整理し、現在のブルガリアのポジションを明らかにすることを目的としている。経済的分野においては、1997年のカレンシーボードの採用以来、マクロ経済パフォーマンスは安定してきており、また経済改革においても、とりわけ加盟交渉が進展し始めた2000年代初頭からは順調な進展が見られており、コペンハーゲン基準の経済的基準の達成において大きな問題はない。むしろ、加盟を危うくしているのは、これ以外、とりわけ汚職や組織犯罪などの政治的基準の達成と *acquis* の受容の遅れであることが示された。

とは言え、ブルガリアの経済政策においてこれ以上の大きな課題は存在しないのかと言えば、決してそうではない。ブルガリアの一人当たり GDP は2,500ユーロ程度であり、PPP でも6,900ユーロで、EU-25 カ国平均の30%強でしかない。EU 加盟が達成されたとしても、EU 内の競争力と市場の力に十分に対応できるという保証は十分ではない。したがって、速やかに EU 内での競争力を確保し、高度経済成長を続けて EU-25 (あるいは EU-15) カ国との所得格差を解消していくことが必要である。

このためには、生産設備やインフラの更新、増強のため、高レベルの投資を必要とする。現在の固定資本形成の対 GDP 比は20.9%にすぎず、必ずしも十分ではない。ユーロ採択のため、財政規律と低インフレ（低利率）の維持が図られなければならないとすれば、政府投資の大きな伸びは期待できず、また国内投資資金の確保も困難であり、大規模国有企業の民営化（国外資本への売却）が終了した後も、FDI（グリーンフィールド投資）流入が継続するかどうかは鍵となる。このためのビジネス環境の改善と政策提案をブルガリア政府が行えるかどうか<sup>14)</sup>が、ブルガリア経済の行方を決定する。

## 注

- \* 本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「EU 拡大がユーロ域・中東欧諸国の実体経済及びユーロの役割に及ぼす効果に関する研究」(研究代表者、藤田誠一神戸大学大学院経済学研究科教授)及び科学研究費補助金基盤研究(C)「バルカン地域を巡る国際関係の政治・経済的変動に関する研究」(研究代表者、月村太郎神戸大学大学院法学研究科教授)による研究成果の一部である。
- \*\* 本稿脱稿後の2006年5月16日、欧州委員会は、ブルガリアとルーマニアの EU 加盟準備に関わるモニタリングレポートを公表した。レポートは次のように述べている。「添付のモニタリングレポートで評価され、本コミュニケで要約された、ブルガリアとルーマニアの全般的な進展に鑑み、委員会は、ブルガリアとルーマニアが数多くの未解決な問題を処理するならば、2007年1月1日

までに加盟の準備がなされたものとする。」すなわち、これまでになされたEU加盟準備は評価されているものの、ブルガリアの場合、レポートで指摘された、汚職、司法、組織犯罪、マネーロンダリング、農業監視システムの設立、狂牛病対策、金融監督の強化に関わる問題を処理できない場合、2006年秋のモニタリングレポートでその旨を指摘され、12月の欧州理事会で2008年へのEU加盟延期が決定されることになる。

- 1) 「欧州への回帰」のもう一つの目的は北大西洋条約機構 (NATO) への加盟である。ブルガリアは、2002年11月のプラハでの NATO 首脳会議で加盟招請を受け、2003年3月に加盟議定書に署名がなされ、加盟国による議定書の批准、承認、認可を経て、2004年3月、正式に NATO 加盟国となった。
- 2) 田中 (2004), 203-4 ページ。
- 3) EC (1997), pp. 85-88.
- 4) 経済的基準に関しては、次のように具体的に述べられている。「初期の流通、価格の自由化は部分的に逆行しており、価格統制は今年までに解除されなかった。経済改革への願望が進捗したのは、昨年末の危機と最近の政府交替の後のものである。(中略) 当局が経済移行に対する再度の言質を成功裏の、そして持続的な行動に移し変えることができるならば、ブルガリアの展望の転換は可能となろう。しかしながら、この国は6年間の大きな損失により後退している。不完全な土地改革は近代的な農業部門の登場を妨げ、民営化の遅れと経済の不安定性は国有企業を弱体化させ、活力ある民間部門の発達を遅らせている。」(EC (1997), p. 86)
- 5) 田中 (2004), 204ページ。
- 6) その後、1999年に1,000分の1のデノミが実施され、現在はユーロに固定されている。
- 7) ブルガリアのFDIに関しては吉井 (2004) を参照。
- 8) ただし、Protocol (2005) 第39条には、「ブルガリアあるいはルーマニアにおける *Acquis* の採択及び実施準備状況が、いくつかの重要な領域において2007年1月1日の加盟日までに加盟条件を満たす上で明らかに準備が整っていない深刻な危機的状況に両国のどちらかがある場合には、欧州理事会は、欧州委員会の勧告に一致して行動し、当該国の加盟日を2008年1月1日まで1年間延期することができる」とある。
- 9) ルーマニアに対する経済的基準への評価は吉井 (2005) を参照。
- 10) 機能する市場経済の存在とは、価格と流通が共に自由化され、所有権を含む施行可能な法体系が存在していることであり、マクロ経済の安定性と経済政策に関する合意が市場経済のパフォーマンスを強化するとされている。また、EU内の競争力と市場の力への対応力は、機能する市場経済の存在と安定したマクロ経済フレームワーク、そして十分な良の人的資本と、インフラを含む物的資本を必要とする。国有企業はリストラされる必要があり、企業は効率改善のための投資を行う必要がある。さらに、企業が外部資金へのアクセスをもち、リストラと技術革新に成功すれば、その適応能力は高まる。加えて、EU加盟国との貿易量・品目によって証左されるEUとの経済統合度が高まる必要がある (EC (2004), pp. 30, 36)。
- 11) EC (2005), pp. 18-19.
- 12) EBRD (2005), p. 114.
- 13) *Acquis* の受容に関して、問題がない部門、努力の増加が必要な部門、深刻に懸念される部門の3つに分類されるが、EC (2005) において、後2者については次のようにまとめられている。

・努力の増加が必要な部門

- 財の移動の自由：公的調達
- 一人の移動の自由：職業資格の相互認証
- サービスの提供の自由：銀行、投資、証券市場の設立権、領域、情報社会規制、個人情報の保護
- 資本の移動の自由：マネーロンダリング
- 農業分野：ほぼすべての共通市場組織、対外流通メカニズム
- 漁業分野：漁船の管理・点検・監督、構造的活動、市場政策
- 輸送分野：航空輸送、船舶輸送
- 課税分野：物品税、直接税、行政的協力と相互支援
- 社会政策・雇用分野：労働法、社会対話、保険、欧州社会基金、反差別と社会的包摂
- エネルギー分野：今日労力、国内エネルギー市場
- 産業政策分野：民営化、リストラ措置（とりわけ鉄鋼部門）
- テレコム・情報技術
- 地域政策分野：プログラム・モニタリング・評価の法的枠組・分野
- 環境分野：水平的規制、水質、産業汚染、リスク管理、科学、GMO（マイクロ有機物の遺伝子操作）、核の安全、放射能保護、廃棄物管理
- 消費者・健康保護
- 司法・内務分野：ヴィザ、亡命、司法・犯罪問題における司法協力、麻薬・マネーロンダリング対策、データ保護
- 関税同盟分野：行政・運営能力
- 金融管理：構造的活動支出の管理、EU 金融利害の保護

・深刻に懸念される部門

- 会社法分野：特許権・知的財産権の保護
- サービス分野：自動車保険
- 農業分野：支払機関、統合行政・管理システム、牛乳の共通市場組織、伝達性海綿状脳症（BSE）、家畜副産物、検疫管理システム、家畜病疫管理、家畜・副産物の流通、検疫保険、動物の健康
- 地域政策分野：制度的活動、資金管理・監督
- 司法・内務分野：緊急の活動が必要（とくに、シェンゲン関連 *Acquis* の適用、将来の EU 国境の管理、警察協力、組織的犯罪・詐欺、汚職に対する戦いに関する準備）

14) ブルガリアの今後の経済政策戦略を考えたものとしては、政府が作成したものではないが、IEBAS (2004) がある。

参 考 文 献

- Duenwald (2005): Christoph Duenwald, Nikolay Gueorguiev, and Andrea Schaechter, "Too Much of a Good Thing? Credit Booms in Transition Economies: The Cases of Bulgaria, Romania, and Ukraine," *IMF Working Paper* (WP/05/128), 2005.
- EBRD (2005): European Bank for Reconstruction and Development, *Transition Report 2005*.

- EC (1997): The European Commission, *Agenda 2000: Commission Opinion on Bulgaria's Application for Membership of the European Union*, Bulletin of the European Union Supplement 13/97.
- EC (2002): Commission of the European Communities, *Roadmaps for Bulgaria and Romania*, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament.
- EC (2004): Commission of the European Communities, *2004 Regular Report on Bulgaria's Progress towards Accession*.
- EC (2005a): European Commission, *Bulgaria 2005 Comprehensive Monitoring Report*.
- EC (2005b): Commission of the European Communities, *Comprehensive Monitoring Report on the State of Preparedness for EU Membership of Bulgarian and Romania*, Communication from the Commission COM (2005) 534.
- IEBAS (2004): Institute of Economics of the Bulgarian Academy of Sciences, *Strategy for Accelerated Economic Development of Bulgaria by 2020*, Marin Drinov Academic Publishing House.
- IMF (2005): International Monetary Fund, *Bulgaria: Letter of Intent and Memorandum of Economic and Financial Policies*, April 26, 2005.
- Protocol (2005): *Protocol concerning the Conditions and Arrangements for Admission of the Republic Bulgaria and Romania to the European Union*
- Treaty (2005): Treaty concerning the Accession of the Republic of Bulgaria and Romania to the European Union, signed in Luxembourg on April 25, 2005.
- WIIW (2006): Leon Podkaminer, Vladimir Gligorov et al., *Strong Growth, Driven by Exports in the NMS and by Consumption in the Future EU Members*, WIIW Research Reports No. 325 -special issue on economic prospects for Central, East and Southeast Europe.
- 阿部望 (2005): 「セルビア・モンテネグロにおけるEU加盟プロセスおよび経済体制移行の現状と問題点」『比較経済体制学会年報』, 42-2, 1-11ページ。
- 田中宏 (2004): 「東欧のEU加盟」, 大津定美・吉井昌彦編著『ロシア・東欧経済論』第10章, ミネルヴァ書房, 197-237ページ。
- 吉井昌彦 (2004): 「ブルガリアにおける市場経済移行——海外直接投資を中心に——」『国民経済雑誌』, 第190巻第4号, 45-58ページ。
- 吉井昌彦 (2005): 「ルーマニアにおける経済政策とEU加盟」『神戸大学経済学研究年報』, 第52号。